

(環太平洋パートナーシップ協定に関連して作成された文書)

(参考)

一 国際約束を構成する文書	
1 酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文	一
2 環太平洋パートナーシップ協定に基づくアメリカ合衆国における蒸留酒のための充填の基準に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文	五
3 環太平洋パートナーシップ協定に基づく米に関する日本国によるアメリカ合衆国についての関税割当ての運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文	一〇
4 環太平洋パートナーシップ協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の交換公文	二〇
5 環太平洋パートナーシップ協定に基づく日本国のホエイの数量セーフガードの運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文	三〇
6 環太平洋パートナーシップ協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文	三六
7 環太平洋パートナーシップ協定第十二・四条（一時的な入国の許可）の規定に基づく一時的な入国の許可を日本国が拒否することについてアメリカ合衆国が同協定第二十八章（紛争解決）の規定を利用することを差し控えることに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文	四一
8 環太平洋パートナーシップ協定第十一章（金融サービス）附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）4 (1)(ii)の規定に基づくベトナム社会主義共和国の措置の内容に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文	四五
二 国際約束を構成しない文書	

1	酒類の表示の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡	五〇
2	酒類の表示の保護に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の書簡	六〇
3	酒類の表示の保護に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡	六四
4	著作権の保護期間に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡	六八
5	著作権の保護期間に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の書簡	七二
6	著作権の保護期間に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡	七六
7	著作権の保護期間に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の書簡	八一
8	医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施についての附属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡	八五
9	日米並行交渉に関する文書	
(一)	自動車の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡	八九
(二)	自動車の基準に関する日本側書簡	一〇〇
(三)	輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車の取扱いに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡	一〇二
(四)	自動車の流通に関する日本側書簡	一〇六
(五)	保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡	一〇八

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、バーボンウイスキー、テネシーウイスキー、山梨ワイン、壱岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒及び日本酒に関するアメリカ合衆国政府と日本国政府との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 日本国は、バーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとして製造された製品が、それらの製品の製造を規律するアメリカ合衆国の法令に従って同国において製造されていない場合には、日本国の関係法令に従い、同国においてそれらの製品のバーボンウイスキー又はテネシーウイスキーとしての販売を禁止することを検討する手続を開始する。

2 アメリカ合衆国は、山梨ワイン、壱岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒又は日本酒として製造された製品が、それらの製品の製造を規律する日本国の法令に従って同国において製造されていない

い場合には、アメリカ合衆国の関係法令に従い、同国においてそれらの製品の山梨ワイン、壱岐焼酎、球磨焼酎、薩摩焼酎、琉球泡盛、白山清酒又は日本酒としての販売を禁止することを検討する手続を開始する。

3 各政府は、その他のぶどう等から製造した醸造酒又は蒸留酒について1及び2に規定する手続を開始するため他方の政府の将来の要請に対し、慎重な考慮を払う。

4 各政府は、自国の法令に従い、1から3までに定めるそれぞれの約束を履行する。

5 この書簡のいかなる規定も、商標又は地理的表示に関する権利を創設し、又は付与するものと解してはならない。

6 この了解は、アメリカ合衆国及び日本国が開始する手続の結果に影響を及ぼすものではない。

7 各政府は、他方の政府に対し、1及び2に規定する手続の進捗状況について定期的に通報する。

本代表は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を確認いたします。

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が本日効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

（環太平洋パートナーシップ協定に基づくアメリカ合衆国における蒸留酒のための充填の基準に関する  
日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文）

（米国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本代表は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）  
の本日の署名に関連して、アメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の了解を  
確認する光栄を有します。

1 アメリカ合衆国財務省は、蒸留酒のための七百ミリリットル、七百二十ミリリットル、九百ミリリット  
ル及び一・八リットルの充填の基準を設定することを求める日本国の酒類業団体からの請願を受領した場  
合には、当該充填の基準を追加的に含めるための規則を改正する提案を行う。提案された規則について  
は、アメリカ合衆国連邦官報において公表し、公衆による意見提出を六十日間求める。日本国政府及び日  
本国の団体を含む関心を有する全ての者は、公衆による意見提出の期間中に意見を提出することができ

る。

2 アメリカ合衆国財務省は、公衆による意見提出の期間が終了した後、全ての公衆による意見を検討し、行政手続法に従って提案についての最終的な措置をとる。

3 提案された規則がアメリカ合衆国連邦官報において公表された後、最終的な措置がとられるまでの間は、この問題に関する書面及び口頭による日本国政府との全ての通信については、行政手続法に従って行う。

本代表は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

## (日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領いたします。

## (米国側書簡)

本官は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

（環太平洋パートナーシップ協定に基づく米に関する日本国によるアメリカ合衆国についての関税割当ての運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の本日の署名に関連して、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録A（日本国の関税割当て）のCSQ―JP1（アメリカ合衆国の米）に定めるアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）からの米に関するTPP協定に基づく日本国の国別関税割当て（以下「合衆国枠」という。）についての売買同時契約（以下「SBS」という。）方式の運用に關して、日本国政府の代表者と合衆国政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。合衆国枠のためのSBS方式については、TPP協定並びにこの書簡及び閣下の確認の返簡に基づく国際的義務を含む日本国と合衆国との間に適用する国際的義務に合致する限度において日本国の関係法令に従い日

本国の農林水産省（以下「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者によって運用されます。

## I

1 MAFF又はMAFFを承継する者は、合衆国枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の各会計年度に六回の入札を行う。

2 MAFF又はMAFFを承継する者は、合衆国枠の下で行われる米の輸入について、日本国の各会計年度の四月十日までに、SBS入札の年間予定を政府の公式ウェブサイトにおいて公表し、及び合衆国に通報する。

3 MAFF又はMAFFを承継する者は、合衆国枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の会計年度の二箇月目に当該会計年度の一回目の入札を行い、当該会計年度を通じてその後の入札を二箇月に一回行う。

4 日本国は、1及び3に規定する予定からの変更を正当化するに足りるものであると信ずる例外的な場合には、速やかに合衆国に通報する。

## II

1 日本国において登記されており、かつ、米を輸入する十分な能力を有する事業体は、SBS入札を通じて米を売り渡す資格を有する。

2 次の者であつて米を取り扱う十分な能力を有するものは、SBS入札を通じて米を買い受ける資格を有する。

- (a) 米の流通業者（卸売業者及び小売業者を含む。）
- (b) 米を含有する生産品の加工業者又は製造業者
- (c) 外食産業の事業者

III 日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種の区分ごとにのみ、合衆国枠の下で輸入する米に関する政府買入予定価格を設定する（注）。日本国は、それぞれの種類の米の国際市場における状況（合衆国の港における本船渡し（FOB）の価格、輸送費及び為替相場を含む。）を反映した水準により、それぞれの政府買入予定価格を設定する。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札の年間予定を通報する際に、国際市場価格の評価のために使用した全てのデータの要素及び数値をI2に規定する政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。

注 日本国は、米の品種又は亜種についての政府買入予定価格を設定しない。ただし、日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種のそれぞれについて、玄米及び精米の形態別に政府買入予定価格を設定することができる。

IV 日本国は、自国の各会計年度の期間中、SBS入札における最低輸入差益の水準を変更しない。日本国は、SBSの入札方式の改善に当たり、その円滑な運用を容易にするために最低輸入差益の水準について妥当な考慮を払う。

V 日本国は、合衆国枠の下で行われる入札の全体の数量の七パーセントを超えて当該入札における碎米の割合を設定しない。

VI 日本国は、合衆国枠の下で行われるMAFF又はMAFFを承継する者への米の売渡しについて、十七メートル・トン未満の数量の応札を求めず、又は受け入れない。

VII MAFF又はMAFFを承継する者は、各入札の結果が確定した後速やかに、それぞれの種類の米（短粒種、中粒種及び長粒種）に関して、形態別（玄米及び精米）に、I2に規定する政府の公式ウェブサイトににおいて次の情報を公表する。

(a) 応札の件数及び当該応札の総数量

(b) 落札の件数及び当該落札の総数量

(c) 落札された札に応じてM A F F又はM A F Fを承継する者が支払う買入価格の加重平均値

(d) 落札された札に応じてM A F F又はM A F Fを承継する者が支払う買入価格の最高値及び最低値

(e) 落札された札に応じてM A F F又はM A F Fを承継する者に支払われる売渡価格の加重平均値

VIII M A F F又はM A F Fを承継する者は、落札された札が入札における予定の数量に満たない場合には、当該入札の翌日に再度入札を行う。

IX 日本国は、入札を通じてM A F F又はM A F Fを承継する者に売り渡された米について次のことを認める。

(a) 落札の日の後十一箇月以内に、輸出港から発送されること。

(b) 落札の日の後十二箇月以内に、使用者に引き渡されること。

X

1 日本国及び合衆国は、日本国の各会計年度の最初の三回の入札の後に合衆国枠の運用について討議する。日本国及び合衆国は、その討議において、合衆国枠における米1（注1）及び米2（注2）の区分ご

との消化率並びに各入札において当該区分ごとに日本国が割り当てる比率を点検するものとし、MAFF又はMAFFを承継する者は、日本国及び合衆国が相互に合意する場合には、将来の入札において当該区分ごとに割り当てる比率について調整を行う。

注1 統一システムの番号：一一〇二九〇・三二〇、一一〇三一九・五一〇、一一〇三二〇・三五〇、一一〇四一九・二五〇、一一〇四二九・二五〇、一九〇二二〇・二二二、一九〇二二〇・一六二、一九〇一九〇・一四二、一九〇一九〇・五八七、一九〇四一〇・二二一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四九〇・一二〇及び二一〇六九〇・五一七

注2 統一システムの番号：一〇〇六一〇・〇一〇、一〇〇六二〇・〇一〇、一〇〇六三〇・〇一〇及び一〇〇六四〇・〇一〇

2 日本国の会計年度の最初の三回の入札において平均の消化率が九十パーセントを下回る場合には、次のとおりとする。

(a) MAFF又はMAFFを承継する者は、合衆国枠の数量が全て配分されるまで、合衆国枠の配分されていらない残りの全ての量を、当該会計年度の四回目の入札及び当該会計年度のその後の全ての入札において利用可能なものにする。

(b) MAFF又はMAFFを承継する者は、日本国及び合衆国が合意した場合には、次の一部又は全て

の事項についての調整を含む一時的な調整を行う。

(i) 入札の回数及び頻度

(ii) 将来の入札における丸米に対する砕米の割合

(iii) 政府買入予定価格

(iv) 入札の下で売り渡された米の船積み期間

3 日本国及び合衆国は、合衆国枠に適用されるM A F F又はM A F Fを承継する者によるS B S入札の  
手続の運用を検討するために毎年協議する。日本国及び合衆国は、その協議において、X 2 (b)に規定す  
る一時的な調整が行われている場合には、日本国の翌会計年度に当該一時的な調整を継続するかどうか  
を検討する。

4 M A F F又はM A F Fを承継する者は、合衆国枠の数量が日本国の連続する三会計年度のうちの一  
計年度において十分に利用されない場合には、合衆国枠を十分に利用し得るために必要な次の事項を含  
む合衆国枠の修正を行う。

(a) 日本国の翌会計年度の全期間において、設定されている水準からの十五パーセント分の最低の輸入

差益の水準の即時のかつ一時的な引下げ

(b) 日本国及び合衆国が合意するその他の手続

本官は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及び合衆国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

## (米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、本日付けの閣下の次の書簡を受領いたします。

## (日本側書簡)

本代表は、アメリカ合衆国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

（環太平洋パートナーシップ協定に基づく米に関する日本国によるオーストラリアについての関税割当ての運用に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の本日の署名に関連して、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録A（日本国の関税割当て）のCSQ―JP2（オーストラリアの米）に定めるオーストラリアからの米に関するTPP協定に基づく日本国の国別関税割当て（以下「オーストラリア枠」という。）についての売買同時契約（以下「SBS」という。）方式の運用に関して、日本国政府の代表者とオーストラリア政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。オーストラリア枠のためのSBS方式については、TPP協定並びにこの書簡及び閣下の確認の返簡に基づく国際的義務を含む日本国とオーストラリアとの間に適用する国際的義務に合致する限度において日本国の関係法令に

従い日本国の農林水産省（以下「MAFF」という。）又はMAFFを承継する者によって運用されます。

## I

1 MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の各会計年度に六回の入札を行う。

2 MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の下で行われる米の輸入について、日本国の各会計年度の四月十日までに、SBS入札の年間予定を政府の公式ウェブサイトにおいて公表し、及びオーストラリアに通報する。

3 MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の下で行われる米の輸入について、例外的な場合を除くほか、日本国の会計年度の二箇月目に当該会計年度の一回目の入札を行い、当該会計年度を通じてその後の入札を二箇月に一回行う。

4 日本国は、1及び3に規定する予定からの変更を正当化するに足りるものであると信ずる例外的な場合には、速やかにオーストラリアに通報する。

## II

1 日本国において登記されており、かつ、米を輸入する十分な能力を有する事業体は、SBS入札を通じて米を売り渡す資格を有する。

2 次の者であつて米を取り扱う十分な能力を有するものは、SBS入札を通じて米を買い受ける資格を有する。

- (a) 米の流通業者（卸売業者及び小売業者を含む。）
- (b) 米を含有する生産品の加工業者又は製造業者
- (c) 外食産業の事業者

III 日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種の区分ごとにのみ、オーストラリア枠の下で輸入する米に関する政府買入予定価格を設定する（注）。日本国は、それぞれの種類の米の国際市場における状況（オーストラリアの港における本船渡し（FOB）の価格、輸送費及び為替相場を含む。）を反映した水準により、それぞれの政府買入予定価格を設定する。MAFF又はMAFFを承継する者は、SBS入札の年間予定を通報する際に、国際市場価格の評価のために使用した全てのデータの要素及び数値をI2に規定する政府の公式ウェブサイトにおいて公表する。

注 日本国は、米の品種又は亜種についての政府買入予定価格を設定しない。ただし、日本国は、短粒種、中粒種及び長粒種のそれぞれについて、玄米及び精米の形態別に政府買入予定価格を設定することができる。

IV 日本国は、自国の各会計年度の期間中、SBS入札における最低輸入差益の水準を変更しない。日本国は、SBSの入札方式の改善に当たり、その円滑な運用を容易にするために最低輸入差益の水準について  
妥当な考慮を払う。

V 日本国は、オーストラリア枠の下で行われる入札の全体の数量の七パーセントを超えて当該入札における碎米の割合を設定しない。

VI 日本国は、オーストラリア枠の下で行われるMAFF又はMAFFを承継する者への米の売渡しについて、十七メートル・トン未満の数量の応札を求めず、又は受け入れない。

VII MAFF又はMAFFを承継する者は、各入札の結果が確定した後速やかに、それぞれの種類の米（短粒種、中粒種及び長粒種）に関して、形態別（玄米及び精米）に、I2に規定する政府の公式ウェブサイトに  
トにおいて次の情報を公表する。

(a) 応札の件数及び当該応札の総数量

(b) 落札の件数及び当該落札の総数量

(c) 落札された札に依じてM A F F又はM A F Fを承継する者が支払う買入価格の加重平均値

(d) 落札された札に依じてM A F F又はM A F Fを承継する者が支払う買入価格の最高値及び最低値

(e) 落札された札に依じてM A F F又はM A F Fを承継する者に支払われる売渡価格の加重平均値

VIII M A F F又はM A F Fを承継する者は、落札された札が入札における予定の数量に満たない場合には、当該入札の翌日に再度入札を行う。

IX 日本国は、入札を通じてM A F F又はM A F Fを承継する者に売り渡された米について次のことを認める。

(a) 落札の日の後十一箇月以内に、輸出港から発送されること。

(b) 落札の日の後十二箇月以内に、使用者に引き渡されること。

X

1 日本国及びオーストラリアは、日本国の各会計年度の最初の三回の入札の後にオーストラリア枠の運用について討議する。日本国及びオーストラリアは、その討議において、オーストラリア枠における米

1 (注1) 及び米2 (注2) の区分ごとの消化率並びに各入札において当該区分ごとに日本国が割り当てる比率を点検するものとし、MAFF又はMAFFを承継する者は、日本国及びオーストラリアが相互に合意する場合には、将来の入札において当該区分ごとに割り当てる比率について調整を行う。

注1 統一システムの番号：一一〇二九〇・三二〇、一一〇三一九・五一〇、一一〇三二〇・三五〇、一一〇四一九・二五〇、

一一〇四二九・二五〇、一九〇二二〇・二二三、一九〇二二〇・一六二、一九〇一九〇・一四二、一九〇一九〇・五八七、

一九〇四一〇・二二一、一九〇四二〇・二二一、一九〇四九〇・一二〇及び二一〇六九〇・五一七

注2 統一システムの番号：一〇〇六一〇・〇一〇、一〇〇六二〇・〇一〇、一〇〇六三〇・〇一〇及び一〇〇六四〇・〇一〇

2 日本国の会計年度の最初の三回の入札において平均の消化率が九十パーセントを下回る場合には、次のとおりとする。

(a) MAFF又はMAFFを承継する者は、オーストラリア枠の数量が全て配分されるまで、オーストラリア枠の配分されていない残りの全ての量を、当該会計年度の四回目の入札及び当該会計年度のその後の全ての入札において利用可能なものにする。

(b) MAFF又はMAFFを承継する者は、日本国及びオーストラリアが合意した場合には、次の一部

又は全ての事項についての調整を含む一時的な調整を行う。

- (i) 入札の回数及び頻度
  - (ii) 将来の入札における丸米に対する碎米の割合
  - (iii) 政府買入予定価格
  - (iv) 入札の下で売り渡された米の船積みの期間
- 3 日本国及びオーストラリアは、オーストラリア枠に適用されるM A F F又はM A F Fを承継する者によるS B S入札の手続の運用を検討するために毎年協議する。日本国及びオーストラリアは、その協議において、X 2 (b)に規定する一時的な調整が行われている場合には、日本国の翌会計年度に当該一時的な調整を継続するかどうかを検討する。
- 4 M A F F又はM A F Fを承継する者は、オーストラリア枠の数量が日本国の連続する三会計年度のうちの二会計年度において十分に利用されない場合には、オーストラリア枠を十分に利用し得るために必要な次の事項を含むオーストラリア枠の修正を行う。
- (a) 日本国の翌会計年度の全期間において、設定されている水準からの十五パーセント分の最低の輸入

差益の水準の即時のかつ一時的な引下げ

(b) 日本国及びオーストラリアが合意するその他の手続

本官は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びオーストラリアについてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高島修一

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ閣下

## (オーストラリア側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

## (日本側書簡)

本大臣は、更に、オーストラリア政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第二十章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がオーストラリア及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

（環太平洋パートナーシップ協定に基づく日本国のホエイの数量セーフガードの運用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）の本日の署名に関連して、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録B―1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）5(a)の規定の実施に関し、日本国政府の代表者とアメリカ合衆国政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。日本国は、TPP協定並びにこの書簡及び閣下の確認の返簡に基づく国際的義務を含む日本国とアメリカ合衆国との間に適用する国際的義務に合致する限度において日本国の関係法令に従い同節5(a)の規定を実施します。

1 日本国は、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二―D（関税に係る約束）

の日本国の関税率表の付録B-1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる前に、同節5(a)に定めるいずれかの条件が満たされているかどうかについて評価を行う。

2 TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二-D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録B-1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）5(a)(i)の規定の適用上、日本国の国有企業による脱脂粉乳の輸入又は予定される輸入のうち次の割当てに基づくもの以外は、日本国の会計年度の残余の期間について、日本国における脱脂粉乳の国内的な不足の存在を決定的に示すものとみなす。

- (i) 「一般の用途に供される指定乳製品等」についての世界貿易機関設立協定上の日本国の割当て
- (ii) 日本国が当事国であるその他の自由貿易協定に基づいて設定された割当て

3 日本国は、TPP協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）附属書二-D（関税に係る約束）の日本国の関税率表の付録B-1（農産品セーフガード措置）第E節（ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置）5(a)(ii)に定める条件が存在するかどうかを確認するため、日本国における

脱脂粉乳の市場の包括的な評価を行い、及び当該包括的な評価を行うに当たっては、他の事項とともに、次の事項を考慮する。

- (a) 脱脂粉乳の日本国における生産及び在庫についての過去の記録及び傾向
- (b) 脱脂粉乳の日本国における卸売価格についての過去の記録及び傾向
- (c) 日本国における脱脂粉乳の市場に対して明らかかな影響を及ぼす最近の自然災害又は長期の異常気象

本官は、この書簡及び閣下の確認の返簡が両政府間の合意を構成し、TPP協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

## (米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、本日付けの閣下の次の書簡を受領いたします。

## (日本側書簡)

本代表は、アメリカ合衆国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についてのTPP協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

(環太平洋パートナーシップ協定に基づく林産物の貿易に関する日本国政府とカナダ政府との間の交換公文)

(カナダ側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)の日本の署名に関連して、林産物の貿易に関する交渉においてカナダ政府と日本国政府との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

カナダ及び日本国は、他の事項とともに、林産物に関する二国間の林業委員会の創設に合意する。同委員会は、協定がカナダ及び日本国について効力を生ずる日の後四年を経過する日が属する暦年の間に、林産物の貿易におけるセーフガードの制度の必要性について再検討すること及びその後の各暦年の恒常的な議題とすることを約束する。また、同委員会は、カナダ政府と日本国政府との間の次に定める了解について検討することを約束する。カナダ又は日本国は、この書簡に定める了解に関する問題と同委員会に提起することが

できるものとし、同委員会は、当該問題を解決するよう努める。問題を提起されたカナダ又は日本国は、他方の国の立場に対し好意的な考慮を払う。

カナダ政府は、自由化された林産物の貿易との関連において、協定の実施に当たり、全ての種類の丸太の輸出についての協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・三条（内国民待遇）及び第二・十条（輸入及び輸出の制限）の規定の適用に関する例外にかかわらず、輸出入許可法並びに同法についての適用可能な通知及び規則並びに州及び準州の法令に定める手続に従った日本国に向けられた丸太の輸出についての申請を受けた場合には、許可証を発給するものとする。

カナダ及び日本国は、この書簡のいかなる規定も、全ての種類の丸太の輸出に関する現行の措置に関するカナダの現行の慣行及び手続についてその他の影響を及ぼすものではないことを確認する。カナダ及び日本国は、丸太の輸出について、世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務を維持するものとし、丸太の輸出に関連する問題に関する紛争は、世界貿易機関の下で解決する。

本大臣は、更に、フランス語及び英語においてひとしく効力を有するこの書簡並びに閣下の確認の返簡が協定に定める権利及び義務のカナダと日本国との間での適用に関する両政府間の了解を構成し、その了解が

協定のカナダ及び日本国についての効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

カナダ国際貿易大臣

クリステイア・フリーランド

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本官は、更に、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、英語及びフランス語においてひとしく効力を有する閣下の書簡並びにこの返簡が協定に定める権利及び義務の日本国とカナダとの間での適用に関する両政府間の了解を構成し、その了解が協定の日本国及びカナダについての効力発生の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(環太平洋パートナーシップ協定第十二・四条(一時的な入国の許可)の規定に基づく一時的な入国の許可を日本国が拒否することについてアメリカ合衆国が同協定第二十八章(紛争解決)の規定を利用することを差し控えることに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)第十二章(ビジネス関係者の一時的な入国)に関する交渉において、アメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

アメリカ合衆国は、同国が協定第十二・四条(一時的な入国の許可)の規定に基づいて約束を行うまでの間、同条の規定に基づく一時的な入国の許可を日本国が拒否することについて、協定第十二・十条(紛争解決) 1に定める要件にかかわらず、協定第二十八章(紛争解決)の規定を利用することを差し控える。

本代表は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構

成し、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとする  
ことを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を確認いたします。

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(環太平洋パートナーシップ協定第十一章(金融サービス) 附属書十一―B(特定の約束) 第D節(電子支払カードサービス) 4(1)(ii)の規定に基づくベトナム社会主義共和国の措置の内容に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文)

(ベトナム側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)に関連して、電子支払サービスに関する交渉においてベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の了解をベトナム政府に代わって確認する光栄を有します。

協定第十一章(金融サービス) 附属書十一―B(特定の約束) 第D節(電子支払カードサービス)のいかなる規定も、協定の他の締約国のサービス提供者によるベトナムへの電子支払サービスの国境を越える提供を、ベトナム国家銀行により免許を受けた国内スイッチング機関が運用するゲートウェイを通じての当該電

子支払サービスの提供を要件とすることと条件付ける措置を採用し、又は維持する同国の権利を制限するものではない。当該要件は、次の全てのことを満たすものとする。

- (1) 協定第十一章（金融サービス）附属書十一―B（特定の約束）第D節（電子支払カードサービス）の規定に基づくベトナムの義務を回避する手段として用いられないこと。
- (2) 協定の他の締約国のサービス提供者に競争上の不利益をもたらさないこと。
- (3) 電子支払サービスの安全性、迅速性及び信頼性を確保すること並びに協定の他の締約国のサービス提供者の革新能力を維持すること。
- (4) 直接又は間接に協定の他の締約国のサービス提供者に不当な費用を課さないこと。

電子支払取引の処理のため、ベトナムの国内スイッチング機関と協定の他の締約国のサービス提供者とが当該機関の運営のための基準を定める契約を締結する場合には、当該契約の規定の遵守については、当該サービス提供者についての(2)から(4)までの規定に基づくベトナムの義務を満たすものとみなす。

本大臣は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、協定第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意がベトナム及び

日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 ヴー・ファイ・ホアン

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

## (日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

## (ベトナム側書簡)

本官は、更に、この了解を共有することを日本国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決に服するものとして、その合意が日本国及びベトナム社会主義共和国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオー克兰ドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

ベトナム社会主義共和国

商工大臣 ヴー・ファイ・ホアン閣下

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡)

(カナダ側書簡)

(訳文)

本大臣は、カナダ政府と日本国政府との間で到達した次の了解をカナダ政府に代わって確認する光栄を有します。

1 日本国政府は、この書簡の署名の時点において、この書簡の附属書（以下「附属書」という。）第A部に掲げる表示がカナダで保護されている地理的表示であることを認める。カナダの利害関係者は、日本国の関係法令に定める手続に従うことを条件として、及び同国の適用可能な法令に従い、当該表示が日本国において世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）第二十二條から第二十四條までの規定に従って地理的表示として保護されることを求めることができる。もともと、貿易関連知的所有権協定第二十四條の規定に基づく例外が適用される場合は、この限りでない。

2 カナダ政府は、この書簡の署名の時点において、附属書第B部に掲げる表示及びその翻訳が日本国で保護されている地理的表示であることを認める。日本国の利害関係者は、カナダの関係法令に定める手続に従うことを条件として、及び同国の適用可能な法令に従い、当該表示がカナダにおいて貿易関連的所有権協定第二十二條から第二十四條までの規定に従って地理的表示として保護されることを求めることができる。もつとも、貿易関連的所有権協定第二十四條の規定に基づく例外が適用される場合は、この限りでない。

3 附属書は、カナダ及び日本国の関係法令に定める手続に従うことを条件として、及び両国の適用可能な法令に従い、他方の国の領域における地理的表示の保護を求める手順及び手続において、附属書に掲げる表示が自国の領域において地理的表示として保護されていることの証拠として用いることができる。

4 両政府は、ぶどう等から製造した醸造酒及び蒸留酒の追加的な地理的表示であつて附属書に掲げられ得るものについて、いずれかの政府の要請に基づいて検討し、及び相互の同意により決定することができる。両政府は、附属書に掲げる地理的表示が原産国において保護されなくなった場合又は使用されなくなった場合には、当該地理的表示を附属書から削除することができる。

5 いずれの一方の政府も、この了解の実施に関し、及び当該政府が他方の国の領域における表示の保護に關する当該政府の利益に影響を及ぼし得ると考える実際にとられた措置若しくは措置の案その他の事項に關し、他方の政府との協議を要請することができる。

6 5の要請に基づいて、両政府は、相互に満足する解決を得るための方法を検討するために協議することを試みることができる。

7 両政府は、この了解のいかなる内容も、環太平洋パートナーシップ協定第十八章（知的財産）第E節（地理的表示）及び両国が締約国であるその他の国際協定の地理的表示に関する規定に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

本大臣は、更に、ひとしく通用するフランス語及び英語によるこの書簡並びに貴国政府がこの了解を共有していることを確認する閣下の返簡が、両政府間の了解を構成することを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

附属書

第A部

カナダで保護されている地理的表示は、次のとおりである。

蒸留酒

カナディアンライウイスキー

カナディアンウイスキー

ぶどう等から製造した醸造酒

BCガルフアイランド

ビームスヴィル・ベンチ

ブリテイッシュ・コロンビア

クリーク・シヨアーズ

フレージャー・バレー

フオー・マイル・クリーク  
レイク・エリー・ノース・シヨアー  
リンカーン・レイクシヨアー  
ナイアガラ・イスケープメント  
ナイアガラ・レイクシヨアー  
ナイアガラ・ペニンシュラ  
ナイアガラ・リバー  
ナイアガラ・オンザレイク  
オカナガン・バレー  
オンタリオ  
オンタリオ・アイズワイン  
プリンス・エドワード・カウンティ  
シミルカミーン・バレー

シヨート・ヒルズ・ベンチ

セント・デービッド・ベンチ

トウエンテイ・マイル・ベンチ

バンクーバー・アイランド

バインマウント・リッジ

## 第B部

日本国で保護されている地理的表示は、次のとおりである。

蒸留酒

壱岐

球磨

琉球

薩摩

ぶどう等から製造した醸造酒

白山

日本酒

山梨

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カナダ側書簡)

本官は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認するとともに、ひとしく通用する英語及びフランス語による閣下の書簡並びにこの返簡が両政府間の了解を構成することを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の書簡)

(チリ側書簡)

(訳文)

本官は、環太平洋パートナーシップ協定の交渉の過程においてチリ共和国及び日本国の代表団によって共有された次の了解を確認する光栄を有します。

チリ共和国及び日本国は、二千七年三月二十七日に東京で作成された戦略的な経済上の連携に関するチリ共和国と日本国との間の協定第十三章(知的財産) 第六百六十三条(地理的表示) 及び附属書十五の規定に基づきそれぞれの権利及び義務を再確認する。

本官は、この書簡及び貴官の返簡が、チリ共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

二千十六年二月一日にサンティアゴで

チリ共和国国際経済関係総局長

アンドレス・レボジエド・スミットマンズ

在チリ共和国

日本国臨時代理大使 折原茂晴殿

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(チリ側書簡)

本官は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月一日にサンティアゴで

在チリ共和国

日本国臨時代理大使 折原茂晴

チリ共和国国際経済関係総局長

アンドレス・レボジェド・スミットマンズ閣下

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡)

(ペルー側書簡)

(訳文)

本大臣は、環太平洋パートナーシップ協定の交渉の過程においてペルー共和国及び日本国の代表団によって共有された次の了解を確認する光栄を有します。

ペルー共和国及び日本国は、二十十一年五月三十一日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第十一章（知的財産権）第七十七條（地理的表示）及び附属書十の規定に基づくそれぞれの権利及び義務を再確認する。

本大臣は、この書簡及び閣下の返簡が、ペルー共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

二千十六年一月三十一日にリマで

ペルー共和国通商観光大臣

マガリ・シルバ・ベラルデ・アルバレス

ペルー共和国駐在

日本国特命全権大使 株丹達也閣下

(日本側書簡)

(訳文)

本使は、二千十六年一月三十一日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(ペルー側書簡)

本使は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にリマで

ペルー共和国駐在

日本国特命全権大使 株丹達也

ペルー共和国通商観光大臣

マガリ・シルバ・ベラルデ・アルバレス閣下

(著作権の保護期間に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）及び第十八・七十条（集中管理）の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、協定が日本国について効力を生ずる日に協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、(i)の事実に関し、並びに日本国とアメリカ合衆国との間におけ

る使用料の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直し、及びこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びアメリカ合衆国の権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本官は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

(米国側書簡)

(訳文)

本代表は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本代表は、更に、アメリカ合衆国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(著作権の保護期間に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）及び第十八・七十条（集中管理）の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国及びオーストラリアは、協定が日本国について効力を生ずる日に協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国及びオーストラリアは、(i)の事実に関し、並びに日本国とオーストラリアとの間における使用料

の効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集中的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国及びオーストラリアは、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直し、及びこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びオーストラリアの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本官は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(オーストラリア側書簡)

(訳文)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、オーストラリア政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

オーストラリア

貿易・投資大臣 アンドリュー・ロブ

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(著作権の保護期間に関する日本国政府とカナダ政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)  
第十八・六十三条(著作権及び関連する権利の保護期間)及び第十八・七十条(集中管理)の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国政府及びカナダ政府は、協定が日本国について効力を生ずる日に協定に定めるところにより著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、それまでに同国において与えられていた保護期間(千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約(以下「平和条約」という。)  
第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。)を超えることとなるという事実を認め、及びその事実について注意を喚起する。

(ii) 日本国政府及びカナダ政府は、(i)の事実に関し、並びに日本国とカナダとの間における使用料の効率的

な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集散的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する。

(iii) 日本国政府及びカナダ政府は、必要に応じて、(ii)の対話の状況を見直し、及びこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合する意図を有する。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びカナダの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本官は、閣下が、ひとしく通用する英語及びフランス語による返簡により、貴国政府がこの了解を共有していることを確認されれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(カナダ側書簡)

(訳文)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、カナダ政府がこの了解を共有していることを確認するとともに、閣下の書簡並びにひとしく通用するフランス語及び英語によるこの返簡が、両政府間の了解を構成することを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

カナダ国際貿易大臣

クリスティア・フリーランド

(著作権の保護期間に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定（以下「協定」という。）第十八・六十三条（著作権及び関連する権利の保護期間）及び第十八・七十条（集中管理）の規定の実施に関する次の了解を確認する光榮を有します。

(i) 日本国及びニュージーランドは、協定が日本国について効力を生ずる日から協定に従い著作権及び関連する権利に関して同国において与えられる保護期間が、現在同国において与えられている保護期間（千九百五十一年九月八日にサンフランシスコで署名された日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）第十五条(c)の規定に基づき当該規定が対象とする著作物について与えられる調整部分を含む。）を超えることとなるということを認める。

(ii) 日本国及びニュージーランドは、(i)に関し、並びに日本国とニュージーランドとの間における使用料の

効率的な徴収及び分配の重要性並びに両国にある権利を集散的に管理する団体（以下「集中管理団体」という。）の間の関連する相互取決めに基づく著作権の保護期間の計算に伴って生じ得る事務上の負担を認め、各集中管理団体の運営に関する文書及び関係法令に適合する方法によるこれらの事項への取組及びその解決のため、個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を要請し、及び歓迎する。

(iii) 日本国及びニュージーランドは、必要に応じて、(ii)の事項を検討し、又はこの書簡が対象とする問題に関する他の適切な措置を検討するために会合することができる。

本官は、更に、日本国政府に代わって、この書簡が平和条約第十五条(c)の規定に基づく日本国及びニュージーランドの権利及び義務に影響を及ぼすことを意図するものではないことを確認する光栄を有します。

本官は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有していることを確認できれば幸いです。

二千十六年二月四日にオークランドで

ニュージーランド

貿易大臣 トッド・マツクレイ閣下

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

(ニュージーランド側書簡)

(訳文)

本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)

本大臣は、更に、ニュージーランド政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

ニュージーランド

貿易大臣 トッド・マツクレイ

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施についての附属書の適用に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(米国側書簡)

(訳文)

本代表は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定第二十六章(透明性及び腐敗行為の防止)の附属書二十六-A(医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施)に関し、次の了解を確認する光栄を有します。

日本国政府(以下「日本国」という。)及びアメリカ合衆国政府(以下「合衆国」という。)は、両国の社会及び経済における保健医療に対する医療機器産業の有益な貢献を認める。医療機器の利用の機会は、全ての国の保健医療制度にとって重要であり、また、全世界の患者に対して利益をもたらす。両国は、医療機器の世界最大級の市場であり、かつ、輸出者である。

これに関連し、日本国は、その普遍的な保健医療制度を維持する必要性を強調する一方、日本国及び合衆

国は、医療機器に関するものを含め、国の保健医療当局による国の保健医療制度の実施における透明性及び手続の公正な実施の重要性も認める。日本国及び合衆国は、各政府が、それぞれ次に掲げる医療機器の扱いに関し、附属書二十六―A第三条（手続の公正な実施）との整合性について少なくとも現在の水準を維持することを確認する。

(1) 中央社会保険医療協議会が、償還のための一覧への掲載又は当該償還の額の設定について勧告を行う同協議会の役割に関連して行う医療機器の扱い

(2) メディケア・メディケイド・サービス・センターが、メディケアの国における適用範囲の決定を行う同センターの役割に関連して行う医療機器の扱い

更に、日本国及び合衆国は、附属書二十六―A第五条（協議）に規定する協議制度の枠組みの下で、附属書に関するあらゆる事項（関連する将来の保健医療制度を含む。）について協議する用意があることを確認する。

本代表は、閣下が、貴国政府がこの了解を共有することを確認されれば幸いです。

二千十六年二月四日

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(米国側書簡)

本官は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

(自動車の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本使は、佐々江賢一郎アメリカ合衆国駐在日本国大使とデミトリオス・マランティス・アメリカ合衆国通商代表代行(当時)との間で交わした二千十三年四月十二日付けの往復書簡を想起する光栄を有します。当該往復書簡で述べられたとおり、アメリカ合衆国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)交渉と並行して自動車の貿易に関する交渉を当該往復書簡に添付されている付託事項に従って行うことを決定しました。

本使は、両政府が当該付託事項に従って問題に取り組み、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜ばしく思います。交渉の結果のうち、両国間の自動車の貿易に関する権利及び義務を定めるも

のについては、TPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録（日本国の付録D―1及びアメリカ合衆国の付録D）に反映されています。本使はまた、日本国政府に代わって、この書簡の添付文書に記載されている措置をTPP協定が両国について効力を生ずる日までに実施するとの日本国政府の決定を確認する光栄を有します。

本使はさらに、両政府がTPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録の義務及びこの書簡の添付文書に記載されている措置の完全な実施の重要性を確認していることを、確認することを喜ばしく思うとともに、民間部門が新規の及び強化された市場アクセスの機会を手にすることを楽しみにしています。

日本国政府は、特に、経済成長の更なる強化並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大のため、将来生起し得る自動車の貿易に関する特定の問題について、アメリカ合衆国政府との対話に取り組む用意があります。

本使は、貴代表の返簡を楽しみにしています。

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

自動車の強制規格、任意規格及び適合性評価手続

日本国政府は、次の1から5までに記載される強制規格又はその改正がTPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録（日本国の付録D―1及びアメリカ合衆国の付録D）第三条2の規定の対象となるものであることを確認する。

1 日本国政府は、国際連合規則R五一及び国際連合規則R一一七の改正が自動車基準調和世界フォーラム（以下「WP二九」という。）において採択された後の合理的な期間内に、これらの国際連合規則を自動車の認証のための自国の規則として採用する。

2 日本国政府は、自動車の輸入、認証、販売及び走行のため、燃料電池車に使用する水素タンクの設計及び安全性に適用される世界技術規則を二十四年五月三十日に採用した。

3 日本国政府は、適格なHF O―1234 y fの回収装置を高圧ガス保安法の規制から除外するため、高圧ガス保安法施行令に関する告示（平成九年通商産業省告示第三百三十九号）を二十四年七月十八日に改正した。

4 日本国政府は、安全性が確認されることを条件に、火工品が組み込まれた輸入自動車に搭載された安全

装置の受入れ、認証及び使用に必要な適時の法令の変更を行うよう努める。

5 日本国政府は、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法（WLTP）がWP二九において合意され、及び採択された後の合理的な期間内に、同試験法を受容する。

輸入自動車特別取扱制度に関する認証及び要件

1 日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度（以下「PHP」という。）の下で輸入される自動車について排出ガス発散防止装置及び騒音防止装置の型式指定（以下「装置型式指定」という。）を認める方法を導入する。PHPの下での装置型式指定に基づく指定は、製造者がこの方法に基づく指定を選択した場合のみ審査の対象となる。装置型式指定が付与された排出ガス発散防止装置又は騒音防止装置を搭載する自動車については、次のとおりとする。

(a) 排出ガス又は騒音に関する抜取試験の報告を国土交通省に提出することを要求されない。

(b) 製造者は、第三者による立会いなしに品質管理の審査のための排出ガス及び騒音に関する抜取試験を行うことを許可される。

2 日本国政府は、P H Pの下で輸入される自動車の型式について、排出ガス及び騒音に関する要件に適合するために必要となる抜取試験の頻度が軽減されることを定める。当該型式の車両に対する試験の割合は、次の頻度を超えないものとする。

(a) 排出ガスに関する要件に関し、抜取試験の頻度は、最初の三百台については五十台に一台、その後は百台に一台という現在要求される頻度から次の頻度に軽減される。

(i) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を大幅に上回っている場合には、最初の千二百台については百台に一台、次の千八百台については二百台に一台、その後は三百台に一台

(ii) 過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしているが、大幅に上回っていない他の全ての場合には、最初の三百台については五十台に一台、次の二千七百台については百台に一台、その後は二百台に一台

(b) 騒音に関する要件に関し、抜取試験の頻度は、三百台に一台という現在要求される頻度から次の頻度に軽減される。

過去の各抜取試験における実績が適用された要件を満たしている場合には、最初の千二百台について

は三百台に一台、次の千八百台については六百台に一台、その後は九百台に一台

3 日本国政府は、P H Pの下で輸入される自動車について、最初の検査のために輸入者が当該自動車を国土交通省の施設まで輸送し、及び当該施設において提示することを要求される頻度が軽減されるよう、予備検査を実施する上で自動車の輸入者の敷地で行われる当該検査の頻度を増加することの実現可能性を積極的に検討する。

4 日本国政府は、P H Pの下で輸入される自動車の検査及び所有に関する書類の提出及び支払を電子的に行うことについての輸入者の需要及び関心を測り、実現可能な範囲で電子的な当該書類の提出及び支払の拡大を図ることを検討する。

## 流通

1 日本国政府は、地方公共団体に対し、書面による手続により又は地方公共団体の代表者が出席する会合の場合において、建築基準法第四十八条各項のただし書に定める適用除外の申請を審査するための過程を加速するよう要請する。日本国政府はまた、当該審査の過程の実施に係る時間及び他の要因に関する調査を

行い、当該調査を終了した後、地方公共団体がその審査の過程を完了することを目指す上で推奨される標準的な処理期間を設定することを追求する。

2 日本国政府はさらに、地方公共団体が1の適用除外の申請を否認する前に又は当該申請に関する判断を行う上で困難に直面する場合には、適用される基準が満たされているかどうかに関し、適用される法令及び他の関連情報の解釈を決定するために、国土交通省と協議するよう、当該地方公共団体に要請する。

3 日本国政府は、日本自動車工業会及び日本自動車販売協会連合会並びにそれらの団体の各会員に対し、外国の自動車製造者を日本の市場において制限し、又は当該市場から排除する効果を有する反競争的な疑いのある業務行為を含む独占禁止法違反の疑いのある行為を公正取引委員会に報告するための手続について通報する。

(米国側書簡)

(訳文)

本代表は、佐々江賢一郎アメリカ合衆国駐在日本国大使とデミトリオス・マランテイス・アメリカ合衆国通商代表代行(当時)との間で交わした二十十三年四月十二日付けの往復書簡を想起した二十十六年二月四日付けの貴使の書簡を受領したことを喜びしく思います。当該往復書簡で述べられたとおり、アメリカ合衆国は、自動車分野の貿易に関して長期にわたる懸念を継続して表明してきました。それらの懸念及びそれらの懸念にどのように取り組むことができるかについて議論を行った後、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)交渉と並行して自動車の貿易に関する交渉を当該往復書簡に添付されている付託事項に従って行うことを決定しました。

本代表は、両政府が当該付託事項に従って問題に取り組み、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜びしく思います。交渉の結果のうち、両国間の自動車の貿易に関する権利及び義務を定めるものについては、TPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録(日本国の付録D―1及びアメリカ合衆国の付録D)に反映されています。本代表はまた、アメ

リカ合衆国政府に代わって、貴使の書簡の添付文書に記載されている措置をTPP協定が両国について効力を生ずる日までに実施するとの日本政府の決定を歓迎する光栄を有します。

本代表はさらに、両政府がTPP協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録の義務及び貴使の書簡の添付文書に記載されている措置の完全な実施の重要性を確認していることを、確認することを喜ばしく思うとともに、民間部門が新規の及び強化された市場アクセスの機会を手にすることを楽しみにしています。

本代表は、将来生起し得る自動車の貿易に関する特定の問題（アメリカ合衆国政府が適当な時期に提起することを希望する可能性のある昼間点灯並びにキーレス・エントリー及びタイヤ空気圧監視装置に関する問題を含む。）についての更なる対話の見通しを歓迎します。

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎閣下

大使 マイケル・B・G・フロマン

## (自動車の基準に関する日本側書簡)

(訳文)

本使は、環太平洋パートナーシップ協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録（日本国の付録D―1及びアメリカ合衆国の付録D）第三条の規定に関する日本国政府の認識を通報することを喜ばしく思います。

日本国の道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく日本国の権限のある当局が当該付録第三条に定めるところにより二千十五年四月一日時点で特定した安全規則の要件に関し、日本国の権限のある当局である国土交通省が対応する同法に基づく要件よりも緩やかなものでないと認めたアメリカ合衆国の連邦自動車安全基準に基づく要件は、次のとおりです。

- 1 前面衝突（フルラップ）（FMVSS二〇八）
- 2 後面衝突（FMVSS三〇一）
- 3 内装材料の難燃性（FMVSS三〇二）

- 4 番号灯 (FMVSS一〇八)
- 5 車室内後写鏡の衝撃緩和 (FMVSS一一一)
- 6 乗用車等の風防ガラス用窓拭き器及び洗淨液噴射装置 (FMVSS一〇四)
- 7 風防ガラス用防霜・防曇装置 (FMVSS一〇三)

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

(輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車の取扱いに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

本使は、環太平洋パートナーシップ協定の附属書二―Dに添付される自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録（日本国の付録D―1及びアメリカ合衆国の付録D）第四条の規定に関し、輸入自動車特別取扱制度の下で日本国に輸入される自動車（以下「PHP車」という。）に係る日本国の燃費規制の要件及び「財政上の奨励措置」の用語の適用範囲についての将来の取扱いを含む一定の事項に関する日本国政府の見解について、交渉の過程における貴国からの照会に対して回答します。

第一に、付録第四条1の規定に関し、本使は、PHP車に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律（いわゆる省エネルギー法）に基づく日本国の燃費規制の要件についての取扱いに関する日本国政府の見解を通報します。

省エネルギー法の目的は、日本国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、エネルギーの合理的な利用のために必要な措置をとることです。

現在、省エネルギー法に基づく燃費基準及び燃費表示の要件は、P H P車には適用されていません。現時点において、同法に基づく前記の基準及び要件のP H P車への適用につながり得る関連要素における根本的な変化がないことから、同法に基づきP H P車に対して認めている現在の取扱いを変更する予定はなく、現在の取扱いが予見される将来において継続します。

第二に、付録第四条2の規定に関し、交渉の過程において、両政府の代表団は、二十十三年四月十二日の自動車の貿易に係る付託事項に従って、財政上の奨励について議論しました。日本国政府は、輸入自動車特別取扱制度及びその関連する規制が中央政府機関の自動車に関する財政上の奨励措置の対象からP H P車を排除しない方法で制定され、及び適用されることを日本国が確保することを定める同条2の規定の適用上、「財政上の奨励措置」の用語には、中央政府機関の税制上の奨励措置を含むが、これに限らないことを確認します。

加えて、日本国は、付録第四条の規定に従って財政上の奨励措置を実施する際には、環太平洋パートナー

シップ協定と整合的である限りにおいて、自動車（PHP車を含む。）について、当該財政上の奨励措置の基準を満たすかどうかを判断するために必要な要件を適用することができます。

最後に、自動車燃料の取扱いに関し、本使は、付録第三条3及び4における「自動車製品」の用語には燃料又は燃料添加物を含まないとの日本政府の見解を通報します。

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

(米側書簡)

(訳文)

P H P 車に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律（いわゆる省エネルギー法）に基づく日本国の燃費規制の要件についての取扱いに関する説明に感謝します。本代表はまた、アメリカ合衆国政府が財政上の奨励措置並びに自動車燃料及び燃料添加物の取扱いに関する日本国政府の見解を共有していることを確認します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎閣下

## (自動車の流通に関する日本側書簡)

## (訳文)

日本国政府は、アメリカ合衆国政府に対し、公正取引委員会（JFTC）が日本国における自動車の販売及び流通に係る制度上行われ得る反競争的行為に関する調査を実施することを決定したことを通報しました。当該調査は、他の情報源に加え、アメリカ合衆国及び他の外国の製造者並びに日本自動車輸入組合への聞き取りを通じて収集した情報を含み、環太平洋パートナーシップ協定が日本国及びアメリカ合衆国について効力を生じた後二年以内に完了します。当該調査の結果は、公表されます。

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

(保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡)

(日本側書簡)

(訳文)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、二千十三年四月十二日、両政府が日本国の環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)交渉への参加に先立つ二国間の協議を成功裡に妥結したことを確認した際、TPP交渉と並行して、保険、透明性・貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。

両政府は、二千十三年八月からこれらの非関税措置に関する並行交渉を行ってきました。本使は、両政府が上記の非関税措置に関連する問題に取り組み、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜ばしく思います。本使はまた、日本国政府に代わって、これらの非関税措置について達成された、この書簡の添付文書に反映されている成果を確認する光栄を有します。両政府は、別段の言及がある場合を除くほか、TPP協定が両国について効力を生ずる日までにこれらの成果が実施されることを期待します。本使

は、これらの成果が経済成長の更なる促進並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大の基礎となることを確信しています。

日本国政府は、経済成長の更なる促進並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大のため、二国間の対話のための既存の枠組みその他の適当な方法を通じた作業を継続することにより、アメリカ合衆国政府との対話に取り組む用意があります。

本使は、アメリカ合衆国政府に代わってこれらの成果を確認する貴代表の返簡を楽しみにしています。

二千十六年二月四日

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下

## 保険

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、株式会社かんぽ生命保険（以下「(株)かんぽ生命保険」という。）による日本国における保険の販売について、次の約束及び慣行を確認した。

### 1 定義

この保険の節において、「日本郵政」とは、日本郵政株式会社（以下「日本郵政(株)」という。）、日本郵便株式会社（以下「日本郵便(株)」という。）及びそれらを承継する団体をいう。

### 2 日本郵政の販売網へのアクセス

(a) 日本国政府は、次のことを確認することにより、民間の保険サービス提供者に対し、透明性のあるかつ競争的な方法で日本郵政の販売網へのアクセスを与えることの重要性を確認する。

- (i) 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号。その改正を含む。）のいかなる規定も、日本郵便(株)に対し、(株)かんぽ生命保険の生命保険商品を取り扱うために(株)かんぽ生命保険との契約を維持することを要求するものでなく、また、他の保険サービス提供者の保険商品を取り扱う日本郵政の能力を競争条件に悪影響を及ぼす方法で制限するものでないこと。

(ii) 郵政民営化法、日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号。その改正を含む。）及び日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号。その改正を含む。）に基づいて日本郵政が負う保険商品に関するユニバーサルサービスを提供する義務が、（株）かんぽ生命保険以外のサービス提供者の保険商品が（株）かんぽ生命保険の商品と競合する場合においても、日本郵政が当該保険商品を取り扱うことを妨げるものでないこと。

(b) 日本国政府は、日本郵政が、その販売網を通じて民間部門のサービス提供者の商品（（株）かんぽ生命保険の商品と競合するものを含む。）を取り扱うことを含め、自己のサービスを向上させることの便益を認識する。日本国政府は、日本郵政がその販売網を通じて民間の保険サービス提供者の商品（（株）かんぽ生命保険の商品と競合するものを含む。）を取り扱うことを抑制されないことを確保する。日本国政府は、日本郵便（株）が、民間の保険サービス提供者との間の議論を通じて取扱店の数及び場所を決定した上で、その販売網を民間の保険サービス提供者の商品の取扱いのために利用可能とすることを妨げない。日本国政府は、日本郵政による保険商品の取扱いの条件として、日本郵政及び民間の保険サービス提供者が消費者の保護の観点から保険の募集及び提供のための適当な管理体制を維持し

ていることを確保する。

(c) 日本国政府は、日本郵政が、その販売網を通じて販売する保険商品を選択する際、商業的な原則に基づき、かつ、日本郵政と潜在的なサービス提供者との関係にかかわらずその選択を行うことを確認する。

(d) 日本国政府は、日本郵政の販売網へのアクセスを提供する過程において全ての保険サービス提供者に対する無差別及び開放性の原則が適用されることが、(株)かんぽ生命保険と他の保険サービス提供者との間における対等な競争条件の提供の重要な一環を成すことを認識する。日本国政府は、日本郵政がその販売網へのアクセスを提供する際の手続及び原則に関する情報を提供するため、アメリカ合衆国政府の要請に応じ、同政府のための連絡先を利用可能とする。

### 3 規制上の監督及び取扱い

(a) 日本国政府は、TPP協定第十一章附属書十一―B第C節2の規定に従い、同種の保険サービスを提供する民間のサービス提供者よりも(株)かんぽ生命保険による保険サービスの提供について有利となるような競争条件を生じさせるいかなる措置(保険業法(平成七年法律第百五号。その改正を含む。))

の執行に関するものを含む。)も採用せず、又は維持しない。

- (b) 金融庁は、(株)かんぽ生命保険が新規の保険商品のための申請を提出する場合には、(株)かんぽ生命保険が新規商品を健全に管理する能力を有しているかどうか並びに保険業法及び関連規則の下で求められているその他の内部の管理及びシステム(保険金の支払及び契約者の保護に関するものを含む。)を確立しているかどうかを評価するため、保険業法に基づき、(株)かんぽ生命保険の業務の審査を行う。金融庁は、(株)かんぽ生命保険の業務を審査するに当たり、(株)かんぽ生命保険と他の保険サービス提供者との間に対等な競争条件を提供するため、他の保険サービス提供者に対して適用される基準と同一の基準を適用する。

- (c) 日本国政府は、(株)かんぽ生命保険が民営化の過程にあることを考慮し、金融庁郵便貯金・保険監督参事官室が保険業法及び郵政民営化法の双方に基づいて(株)かんぽ生命保険の適切なかつ一貫した監督を確保する責任を有すること、同室及び保険課が共に金融庁監督局長による監督に服すること並びに同室及び同課の存在が決して(株)かんぽ生命保険に対する監督の公平性を損なうものではないことを確認する。

(d) 日本国政府は、総務省の監督責任が（株）かんぽ生命保険を独立の立場で規制する金融庁の権限を妨げないことを確保する。日本国政府は、また、総務省から異動し、又は派遣され、（株）かんぽ生命保険に対する監督責任を有する金融庁職員が金融庁の関連部署の長に対してのみ報告することを確認する。

(e) （株）かんぽ生命保険の株式の五十パーセント以上が売却され、郵政民営化法に基づき（株）かんぽ生命保険の新規商品に関する届出制が開始する場合には、金融庁及び総務省は、（株）かんぽ生命保険がその新規商品の届出を提出するときは、他の保険サービス提供者と対等な競争条件が阻害されているかどうかを評価し、必要な場合には、その評価の結果に基づいて適当な行動をとる。

#### 4 免許の付与に係る手続

(a) 日本国政府は、次のことを確認する。

(i) 二千七年四月二十七日に日本郵政（株）によって提出された実施計画が、金融庁が同種の保険商品を提供する民間のサービス提供者に対して保険業の免許を取得するために提出することを要求する全ての書類を含んでいたこと。

(ii) これらの書類を審査するための手続が、(株)かんぽ生命保険にとって、同種の保険商品を提供する民間のサービス提供者により提出された同様の書類を審査する手続よりも有利なものでなかったこと。

(iii) 金融庁が、民間のサービス提供者が行ったならばその保険業の免許の取消しが正当化される違反を(株)かんぽ生命保険が行った場合には、(株)かんぽ生命保険の保険業の免許を取り消す権限を有していること。

(b) 日本国政府は、(株)かんぽ生命保険が保険業法に基づく保険業の免許を受けるための全ての要件を満たしていることを保証する。

## 5 透明性

(a) 日本国政府は、外国の保険サービス提供者を含む利害関係者に対して日本郵政グループに関連する法律上、規制上、政策上その他の事項を理解する十分な機会を提供することの重要性を認識し、

(i) 二十十三年十月二十二日、日本国政府が独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構から受領した(株)かんぽ生命保険と同機構との間の再保険契約の写しをアメリカ合衆国政府に提供した。

(ii) 日本郵政（株）が連結損益計算書を毎年一回公表することを確保するとともに、現在、同計算書が四半期毎に公表されていることを認識する。

(iii) （株）かんぽ生命保険が、同種の保険商品を提供する他の民間のサービス提供者によって発行される同様の書類と同程度の透明性をもって、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表を毎年一回公表することを確保するとともに、現在、これらの書類が四半期毎に公表されていることを認識する。

(b) 日本国政府は、「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する二千九年の日米両首脳への報告書に示された（株）かんぽ生命保険に関する透明性に係る原則についての約束を再確認する。

## 6 検討手続

両政府は、いずれかの政府の要請に応じ、上記の約束及び慣行に記載された行動の実施について検討を行うため、会合する。

## 透明性

### 1 審議会・諮問委員会

日本国政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易及び投資に影響を与える規制その他の措置の策定に関し日本国政府に対して助言又は勧告を行うために日本国政府によって設立される審議会その他これに類する組織（以下「審議会等」と総称する。）の設置及び運営に関する透明性の重要性を確認する。

このため、日本国政府は、関係当局が次のことを行うことを確保する。

- (a) 外国の関係者を含む全ての利害関係者に対し、同様の状況において自国の関係者に対して与えられるものよりも不利でない条件で意見書を提出する有意義な機会を提供することを含め、合理的な規則に従い、利害関係者が審議会等の会合を傍聴し、又は審議会等の会合に出席し、若しくは意見書を提出することを認めること。
- (b) 審議会等の設置について適時に公表すること。
- (c) 審議会等の会合を公開すること。
- (d) 審議会等の各会合について、利害関係者とその会合の日の前に通報されることを確保するため、所管

する省庁のウェブサイトにて会合の通報を掲載すること等により適時に公表すること。

(e) 審議会等が入手可能な議事録その他の文書を、所管する省庁のウェブサイトに掲載すること等により公衆の閲覧及び複製のために入手可能なものとする事。

(f) 審議会等の各会合の詳細な議事録（出席者の記録、討議された事項及び得られた結論の完全かつ正確な記述並びに審議会等が受領し、発行し、及び承認した全ての報告書の写しを含むもの）が保管されるよう求めること。

(g) (a)から(f)までの要請のうちいずれかが満たされなかった場合には、利害関係者に対し、審議会等の事務局への苦情申立てを通じ是正を求める機会を提供すること。当該事務局は、受領した意見又は苦情の概要を当該審議会等に報告する。

これらの要求については、関係当局が会合又はその一部を国家の安全保障その他の合理的な理由（関連法令の下で開示を免除される情報の保護等）により非公開とする必要があると決定する場合にのみ、例外が認められる。この場合には、関係当局は、その決定の理由を公表することが求められる。

さらに、日本国政府は、審議会等の設置及び運営のために施行される規則が公に入手可能なものとされ

ること及び審議会等が満たすべき透明性に関する全ての一般的な要求と両立するものであることを確保する。

アメリカ合衆国政府は、連邦諮問委員会法（その改正を含む。）（注）及び実施規則を通じ、行政府に助言を行う連邦政府の諮問委員会の透明性を確保している。

注 アメリカ合衆国法典第五編付録において法典化された第九十二議会の公法第四百六十三号

連邦諮問委員会法及びその実施規則は、省庁に対し次の事項を公衆に提供することを求めることにより、連邦政府の諮問委員会の設立、運営及び終了における透明性について厳しい要求を課している。

- ・ 諮問委員会の設置の事前の通知（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第九節(a)(2)

- ・ 予定されている会合の事前の通知（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第十節(a)(2)

- ・ 諮問委員会の記録への同時のアクセス（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第十節(b)

- ・ 諮問委員会への情報提供の機会（注）

注 アメリカ合衆国法典第五編付録第十節(a)(3)

- ・ インターネット上の <http://www.facadatabase.gov> における連邦政府の諮問委員会及びそれらの活動に関する情報へのアクセス

諮問委員会の会合は、当該諮問委員会の作業が機密の資料、財産的価値を有する営業上の情報又は個人情報に関わるものである場合等、法律上会合を非公開とすることができる特定の状況にある場合を除くほか、公開することが求められる。

アメリカ合衆国の法令に基づく透明性に関する要求の詳細は、<http://www.gsa.gov/portal/category/21244>で入手することができる。

## 2 公衆による意見提出の手続

両政府は、TPP協定第二十六・二条4の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。

## 投資・企業等の合併及び買収

### 1 コーポレート・ガバナンス（独立役員）

二千十四年六月に改正された会社法（平成十七年法律第八十六号）及びその関連する省令の内容は、次のとおりである。

- (a) 親会社の取締役、使用人等の個人を除外することにより、社外取締役の資格要件を強化する。
- (b) 少なくとも一名の社外取締役を置いていない上場会社に対し、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告で開示し、及び定時株主総会において説明することを求める。
- (c) 社外取締役の利用を促進するための手段として、監査等委員会の形式によるコーポレート・ガバナンスを導入する。

改正された会社法は、二千十五年五月一日に施行された。日本国政府は、改正法の施行から二年後に、追加的な行動（上場会社が少なくとも一名の社外取締役を置くことを義務付けることを含む。）が必要かどうかを決定するため、コーポレート・ガバナンスに関するルールを再検討する。また、改正された会社法に沿って、東京証券取引所に上場している会社が社外取締役である独立役員を少なくとも一名以上確保

するよう努めなければならないとする東京証券取引所の上場規程の改正が、二千十四年二月に施行された。さらに、東京証券取引所は、二千十五年六月一日にコーポレートガバナンス・コードを策定した。同コードは、その実施に当たって「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法を採用し、及び上場会社が独立社外取締役を少なくとも二名選任すべきであるとしている。

## 2 買収に対する防衛

日本国政府は、取締役が企業価値及び株主の共通の利益を向上させる買収を阻止するために買収防衛策を使用することは不適切であることを認識する。このことに関連して、上記1に記載する独立役員に関する措置は、そのような結果を防ぐことに寄与し得る。日本国政府は、検討し、及び可能な場合には行動をとるため、買収防衛策に関する意見及び提言を受け付ける。

## 3 規制改革

日本国政府は、二千二十年までに外国からの対内直接投資残高を少なくとも倍増させることを目指す日本国政府の成長戦略に沿って、外国からの直接投資を促進し、並びに日本国の規制の枠組みの実効性及び透明性を高めることを目的として、外国投資家その他利害関係者から意見及び提言を求める。意見及び提

言は、その実現可能性に関する関係省庁からの回答とともに、検討し、及び可能な場合には行動をとるため、定期的に規制改革会議に付託する。日本国政府は、規制改革会議の提言に従って必要な措置をとる。

## 知的財産権

両政府は、TPP協定第十八章（知的財産）の関連規定の円滑かつ効果的な実施のために必要な措置をとる。

## 私的使用のための複製の例外

著作権の保護の範囲に関し、日本国の文化審議会著作権分科会は、私的使用の例外の範囲について検討し、二千九年、私的使用の例外は違法なソースからの録音録画物のダウンロードには適用されるべきではないとすることが適当である旨結論付けた。

日本国政府は、私的使用の例外があらゆる違法なソースからの他の著作物のダウンロードに適用されないようにすべきかどうかについて、可能な限り速やかに、遅くともTPP協定が両国について効力を生ずる時まで、著作権分科会に再び諮る。アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、この過程を円滑にするため、この点について関連情報を交換する。

両政府はまた、アジア太平洋地域における知的財産権（マンガ、アニメ、ソフトウェア、書籍等、著作権による保護の対象となる著作物に関するものを含む。）の保護の強化に向け、両国が取組を継続するこ

とが重要であることを認める。

規格・基準

1 アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、貿易の不必要な技術的障害の撤廃、透明性の向上、規制に関する更なる協力及び規制に関する良い慣行の促進等によりアメリカ合衆国と日本国との間の物品の貿易を円滑にするため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次のことを任務とする。

(a) いずれかの政府によって立案され、制定され、又は適用される強制規格、任意規格及び適合性評価手続について、いずれかの政府が提起した特定の貿易上の懸念に対処すること。

(b) 強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する協力を強化すること。

(c) 世界貿易機関設立協定の貿易の技術的障害に関する協定に基づく義務に従って、関連する国際的な規格、指針及び勧告を強制規格及び適合性評価手続の基礎として更に使用することを促進すること。

(d) いずれかの政府によって立案され、制定され、又は適用される強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報を適時に交換すること。

(e) 適当な場合には、強制規格、任意規格及び適合性評価手続を立案し、制定し、又は適用するために各政府によって用いられる過程又は手続を改善させる方法（情報を提供するための合理的な機会を利害関係者に与え、当該情報を措置の策定の際に考慮することを含む。）を特定すること。

3 作業部会は、各政府の職員から構成され、両政府が決定する時期及び場所において、並びに両政府が決定する手段によって会合を開催する。

## 政府調達

### 1 入札談合

日本国政府は、入札談合及び関連する反競争的な慣行に対抗するための厳格な制裁を課し、及び罰則を科すことに加えて、次のことを行うことによるものを含む防止措置を実施する。

- (a) 中央政府の調達機関によるカルテル、入札談合及びなれ合いの防止に関する研修プログラムを定期的  
に実施すること並びに地方政府の機関並びに特殊法人及び独立行政法人（注）による同様のプログラム  
の実施を支援すること。

注 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（いわゆる官製談合  
防止法）第二条第二項に規定する法人であって、[http://www.jftc.go.jp/en/legislation\\_gls/List\\_of\\_entities\\_files/List\\_of\\_entities.pdf](http://www.jftc.go.jp/en/legislation_gls/List_of_entities_files/List_of_entities.pdf)に掲げるものを含む。

- (b) 職員による自らが監督し、又は規制する企業（注）への求職、政府による職員及び退職した職員の再  
就職のあつせん並びに退職した職員による退職前の政府内での在職部署に対する便宜の要求を禁止する  
ことにより利益相反の排除を要求する国家公務員法を執行すること。

注 これらの企業の類型は、職員の退職管理に関する政令（平成二十年十二月二十五日政令第三百八十九号）に定める。

- (c) 透明性のある競争的な調達機会を強化するために調達の過程の徹底した調査を実施する第三者監査機関を中央政府の機関、地方政府の機関並びに特殊法人及び独立行政法人（注）において設置するための指針を提供し、その設置を促進すること。

注 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に規定する法人及び閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に規定する独立行政法人であつて、[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr1\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr1_000038.html)及び[http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/18\\_iaa.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/18_iaa.pdf)に掲げるものを含む。

日本国政府は、入札談合及び関連する反競争的な慣行を撲滅するため、全ての可能な措置（国内法の厳格な執行によるものを含む。）をとることについての約束を確認する。

## 2 入札過程の改善

日本国政府は、次の措置の実施を通じ、入札の決定における透明性を高め、及び資格を有する入札者による更なる参加を可能にする。

- (a) 中央政府の機関及び地方政府の機関による電子入札システムの利用を拡大し、それにより全ての関係

者に対して参加の機会を拡大し、及び一層の透明性を確保すること。

- (b) 中央政府の機関、特殊法人及び独立行政法人（注1）並びに都道府県及び主要な市の政府を対象とし、検索可能な形式により、日本語及び英語の双方で直接調達の公示及び招請にアクセスすることができるオンライン・サイト（注2）の利便性を向上させること。

注1 世界貿易機関の政府調達協定の我が国の付表三及び政府調達に関する自主的措置に示され、また、<http://japan.kantei.go.jp/procurement/2014/ch/1-5FY2013ch1-5.pdf>に掲げられている機関を含む。

注2 日本政府は、次の日本の政府調達のオンライン・データベースが、二千十六年二月四日現在利用可能であることを認識する。<https://www.jetro.go.jp/en/database/procurement/>

- (c) 従前の政府調達に関する情報及びデータ（例えば、見積額及び最終入札額、落札者、入札期日並びに調達機関）を公に利用可能にし、かつ、公衆による検索を可能にするため、日本政府が二千十四年に立ち上げた国の公開データのポータル・ウェブサイトを（注）を維持すること。

注 公開データカタログ情報ポータルサイト (<http://www.data.go.jp/?lang=english>)

- (d) 公開され、かつ、透明性のある入札手続の実施を確保するため、物品及びサービスの政府調達に関する

る苦情を受理し、審査する政府調達苦情検討委員会の効果的な、かつ、差別的でない運営を確保すること。

(e) 不当に競争を制限する慣行（物品又はサービスの複数の調達の単一の調達への統合が不当に競争を制限することとなる場合における当該統合を含む。）を禁止することにより、外国の供給者の参加が妨げられないことを確保すること。

(f) 特定の供給者に対し、調達計画の公示に先立ち、予定価格又は他の供給者が入手することができない調達に関するその他の情報を提供するような行為を含め、調達機関が一の供給者の便宜を図り、及び入札の公正を害する行為を行うことを禁止すること。

(g) 世界貿易機関の政府調達協定の下で生ずる義務を履行し、及び政府調達手続に関する運用指針等に従い同協定の水準を上回る水準の自主的な措置を更にとること。

## 競争政策・手続の公正な実施

1 二千十三年十二月に改正され、その改正が二千十五年四月に施行された独占禁止法（昭和二十二年法律第五十四号）は、公正取引委員会による独占禁止法の執行における手続の公正な実施及び透明性を更に強化することに次の方法により貢献するものである。

## (a) 違反行為に対する命令についての独立した審判

改正された独占禁止法の下、公正取引委員会の命令についての公正取引委員会による行政上の審判は廃止され、排除措置命令及び課徴金納付命令を含む公正取引委員会の命令についての不服申立ての第一審としての管轄は、東京地方裁判所に移管された。

## (b) 証拠へのアクセス

改正された独占禁止法の下、意見聴取手続の通知を受けた時から意見聴取手続が終結するまでの間、各違反被疑事業者が自社の従業員の供述を録取したものを謄写することが認められること等により、公正取引委員会が事実認定のために用いた証拠への被疑事業者によるアクセスが向上した。

## (c) 命令前の手続

命令前の手続に関し、改正された独占禁止法は、事件の調査に関与していない公正取引委員会の職員が、命令の名宛人となるべき者からの意見聴取手続を主宰するよう指定されるとともに、命令前の手続において、命令の名宛人となるべき者は審査官に質問をすることができ旨を規定している。

2 日本国政府は、1の改正によって扱われていない公正取引委員会の審査手続に関する他の事項を認識し、独占禁止法の一部改正法の附則第十六条の規定に従って公正取引委員会の審査手続について検討を行う「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催した。同懇談会は、議論の結果、二千十四年十二月に報告書を発出した。同報告書は、立入検査、弁護士・依頼者間秘匿特権及び供述聴取に関する公正取引委員会の審査手続について検討し（注）、場合により、公正取引委員会が立入検査及び供述聴取に関連する事項に関する同委員会の手続をマニュアル又は指針に明記するよう提言した。公正取引委員会は、同懇談会の報告書を考慮に入れ、二千十五年十二月に指針を公表した。

注 日本国政府の内閣府のウェブサイトより、独占禁止法審査手続についての懇談会報告書（二千十四年十二月二十四日）（<http://www8.cao.go.jp/chosei/dokkin/finalreport/body-english.pdf>）を参照。

日本国政府は、独占禁止法の執行に最大限の努力を払う。

秘密保持に関し、公正取引委員会は、独占禁止法第三十九条及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百条の規定に従い、公正取引委員会の職員が引き続き守秘義務を遵守することを確保する。

## 急送便

### 1 内部相互補助

日本国政府は、更なる透明性を確保するため、日本郵便株式会社（以下「日本郵便（株）」という。）が毎年一回、日本国の法令に基づく標準的な会計原則に従い、自社の国際スピード郵便（以下「EMS」という。）に関する収支計算書を開示することを確保する。総務省は、必要な措置の検討を開始しており、可能な限り早期に当該必要な措置をとることを完了する意図を有する。

### 2 税関における取扱い

両政府は、万国郵便条約第九条の規定に基づき、国際郵便におけるサプライチェーンの安全性を強化するため、万国郵便連合の加盟国政府によって採択され、及び各加盟国の郵便事業者によって実施される電子的な提出の要件を満たすため並びに郵便物に適用される税関手続の効率性に寄与するため、国際郵便物に関する事前の電子データの提供を支援する運用上の進展に積極的に貢献する。両政府は、これらの取組と並行して、日本郵便（株）及びアメリカ合衆国郵便庁が国際郵便物（外国宛てEMSを含む。）に関するこうした事前の電子データの提供のための多数国間の場におけるパイロット・プログラムへの参画を強

化することを強く期待する。このことは、例えば、万国郵便連合又はカハラ・ポスト・グループで行われている事前の電子データに関する取組を通じて達成される。

## 衛生植物検疫（SPS）

### 1 収穫後の防かび剤

厚生労働省は、収穫前及び収穫後の両方に使用される防かび剤について、農薬及び食品添加物の承認のための統一された要請及び審議の過程を活用することにより、合理化された承認過程を実施する。

当該要請の過程においては、防かび剤の収穫前及び収穫後の使用のための承認を受けるために一組の資料が必要とされる。

薬事・食品衛生審議会における審議の過程においては、農薬・動物用医薬品部会及び添加物部会が合同で審議を行う。

### 2 食品添加物

日本国政府は、四十六品目の国際汎用添加物から成る二千二年のリストのうちまだ指定されていない四品目全てについて、追加的な資料の収集に要する期間を除くほか、原則としておおむね一年以内に食品添加物として認めることを完了することを決定した二千十二年七月十日付けの閣議決定を誠実に実施することを確認する。

## 3 ゼラチン・コラーゲン

厚生労働省は、牛（米国産牛を含む。）由来のゼラチン及びコラーゲンの食用としての使用について、食品安全委員会に危険性の評価を実施することを要請し、二千十四年十月に食品安全委員会から危険性の評価の報告書を受領した。同報告書は、厚生労働省が提案した管理措置がとられることを条件として、ゼラチン及びコラーゲンの輸入規制の改正による人の健康に対する危険性は無視できると結論付けた。厚生労働省は、当該報告書に基づき、ゼラチン及びコラーゲンの輸入規制を緩和した。

(米側書簡)

(訳文)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、二十十三年四月十二日、日本国の環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）交渉への参加に関する二国間の協議を成功裡に妥結したことを確認しました。本代表の前任者と佐々江賢一郎大使との間の往復書簡に反映されているように、日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、TPP交渉と並行して、保険、透明性・貿易円滑化、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便及び衛生植物検疫の分野における複数の鍵となる非関税措置に取り組むことを決定しました。

両政府は、二十十三年八月からこれらの非関税措置に関する並行交渉を行ってきました。本代表は、両政府が上記の非関税措置に関連する問題に取り組み、成功裡に並行交渉を妥結したことをここに確認することを喜ばしく思います。本代表はまた、アメリカ合衆国政府に代わって、これらの非関税措置について達成された、貴使の書簡の添付文書に反映されている成果を確認する光榮を有します。両政府は、別段の言及がある場合を除くほか、TPP協定が両国について効力を生ずる日までにこれらの成果が実施されることを期待

します。本代表は、これらの成果が経済成長の更なる促進並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大の基礎となることを確信しています。

本代表は、経済成長の更なる促進並びに二国間の貿易及び投資の更なる拡大のため、二国間の対話のための既存の枠組みその他の適当な方法を通じた作業を継続することにより、将来生起し得る非関税措置に関連する特定の問題について日本国政府と更なる対話を行う見通しを歓迎します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

アメリカ合衆国駐在

日本国特命全権大使 佐々江賢一郎閣下



